

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉県視覚障害者福祉センター（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第45条の35の規定に照らし、妥当と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行にともない発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。ただし、次条の報酬を支給する場合は、交通費についてはこの規定を適用せず、交通費は支給しない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が次の用務に従事したときは、各年度の総額が評議員については100,000円、役員については200,000円を超えない範囲で、その従事した日数について報酬を支給できる。ただし、2以上の用務に従事した日があるときは、これを1日として計算する。

- (1) 理事会に出席したとき
- (2) 評議員会に出席したとき
- (3) 監事が監査の業務を行うとき
- (4) 理事長が特に必要と認めた会議に出席したとき

2 前項の規定により支給する役員等の報酬の額は、日額5,000円とする。

(報酬等の支払い方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、前条第1項に定める会議等に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。
- 3 本人から申し出があったときは、報酬等の全部または一部を本人の指定す

る本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 法令等にもとづき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、当該役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払う。

(出張費用)

第5条 役員等が法人の用務のために出張したときは、負担した費用を支給する。前払いを要するものについては前もって支給できる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

1. この規程は、平成29年6月10日から施行する。
2. 本規程に反し、または重複する従来の規程は、この規程の施行と同時に廃止する。

附則

1. この規程は、平成30年6月16日から施行する。